解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月十七日札幌市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

札幌市中央区北一条西一九丁目一番一号
社会福祉法人公愛会
代表清算人　高橋　朋子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

札幌市東区伏古七条二丁目八番一五号
財団法人伏古記念会館
代表清算人　後藤　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

京都府京都市左京区黒谷町三三番地
財団法人大本山黒谷護持財団
代表清算人　芳井　秀教

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

京都市左京区吉田泉殿町八番地
財団法人日仏文化協会
代表清算人　加藤　邦男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

長崎県対馬市上対馬町西泊一二一七番地八
財団法人上対馬町振興公社
代表清算人　島居　清晴

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議並びに平成二十五年九月十七日の静岡県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

静岡県焼津市西島一四五番地の二
社団法人西島報徳社
清算人　村田　佐吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日開催の理事会の決議を経て、名古屋港管理組合管理者の承認を受け、同年十月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

名古屋市港区入船一丁目六番三号
財団法人名古屋港船員厚生施設運営会
清算人　中山　武彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

山口県防府市栄町二丁目三番四号
社団法人山口県ボウリング場協会
代表清算人　吉本　幸治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年二月二十九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十六日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地
清算法人安和土地改良区
代表清算人　長山　豊守

配当公告

横浜市戸塚区下倉田町二五〇番地一コープ野村戸塚下倉田一二七号、開始決定時の住所横浜市戸塚区下倉田町二五〇番地一コープ野村戸塚下倉田四二九号　破産者　植田美代子

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十三年（フ）第一九九四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　優先債権　金一一九、〇九〇、〇五〇円
　一般債権　金一、九七〇、五五四円
一、配当することのできる金額
　優先債権　金七九〇、一七一円
　一般債権　金一、九七〇、五五四円

平成二十五年十月十六日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　破産管財人　弁護士　左部　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市東町五丁目一七番地、最後の住所北海道室蘭市白鳥台五丁目五番三号
被相続人　亡　北方　政和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

北海道登別市千歳町六丁目二六番地四
相続財産管理人　古町　綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市浄法寺町田余内一番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　姉帯　ナミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

事務所岩手県二戸市福岡字上町一一番地福新ストア一階
相続財産管理人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市福岡字長嶺三五番地、最後の住所岩手県二戸市福岡字裏小路五番地一二
被相続人　亡　曽我　昭六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

事務所岩手県二戸市福岡字上町一一番地福新ストア一階
相続財産管理人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市福岡字上町一一番地福
被相続人　亡　柿沼　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日

埼玉県所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指B三〇三
相続財産管理人　近藤　宏一

第13期決算公告

平成25年10月16日

千葉県市原市五井南海岸1番地14
丸善テクノサービス株式会社
取締役社長　國岡　慎一

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	728,279
	固定資産	8,715
	資産合計	**736,994**
負債及び純資産の部	流動負債	239,386
	株主資本	497,608
	資本金	50,000
	利益剰余金	447,608
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	435,108
	（うち当期純利益）	（31,091）
	負債・純資産合計	**736,994**